

中運局公示第 1 4 5 号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第 1 1 条の 2 の規定による事案の公示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下、「法」という。）第 1 6 条第 1 項の規定による運賃の範囲の指定について、下記のとおり事案の公示を行う。

平成 2 6 年 2 月 3 日

中部運輸局長 野 俣 光 孝



記

事案番号	事案概要	適用する営業区域
ハ－ 1	「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成21年9月30日付け中運局公示第81号）」により公示した右記営業区域について、消費税率引上げ分（108/105）を転嫁した公定幅運賃を指定しようとするもの。	名古屋交通圏
ハ－ 2	同 上	尾張北部交通圏 尾張西部交通圏 西三河北部交通圏 西三河南部交通圏 東三河南部交通圏 知多交通圏
ハ－ 3	同 上	静清交通圏 浜松交通圏 富士・富士宮交通圏 沼津・三島交通圏 磐田・掛川交通圏 藤枝・焼津交通圏
ハ－ 4	同 上	伊豆交通圏
ハ－ 5	同 上	岐阜交通圏 大垣交通圏 東濃東部交通圏 美濃・可児交通圏
ハ－ 6	同 上	高山交通圏
ハ－ 7	同 上	津交通圏 松阪交通圏
ハ－ 8	同 上	福井交通圏 武生交通圏

なお、上記事案に関して、法第 1 8 条の 3 第 2 項の規定により、意見聴取の申請をしようとする利害関係人は、公示の日から 1 0 日以内に事案の関する土地を管轄する運輸支局長を經由して当局まで、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）第 1 1 条の 4 に規定する申請書を提出すること。